

東京都保健医療計画とは

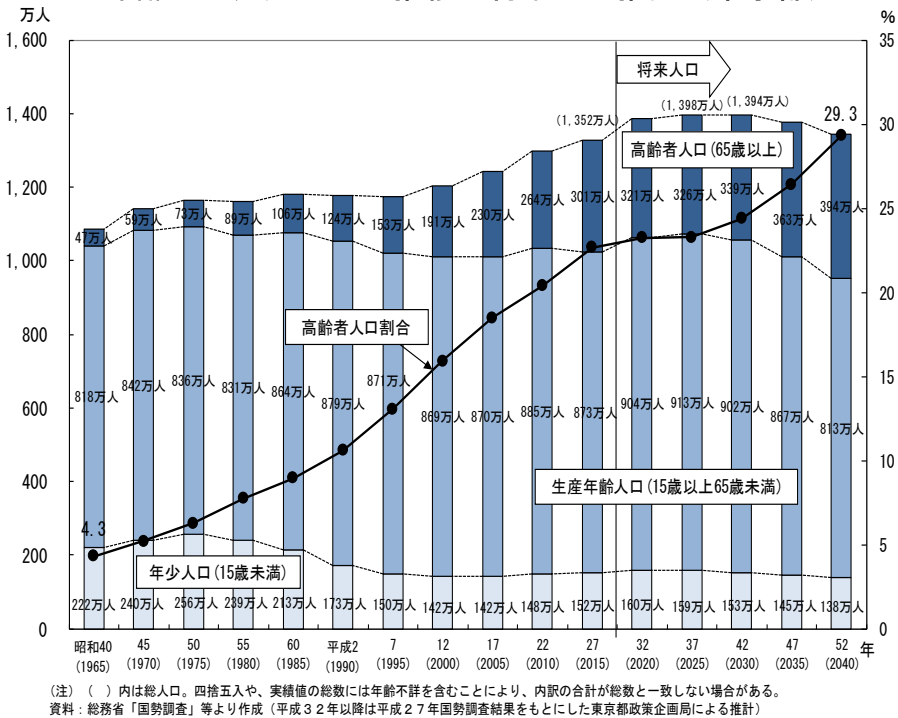
医療法第30条の4に基づく「医療計画」を含む、東京都の保健医療施策の方向性を明らかにする基本的かつ総合的な計画

計画期間

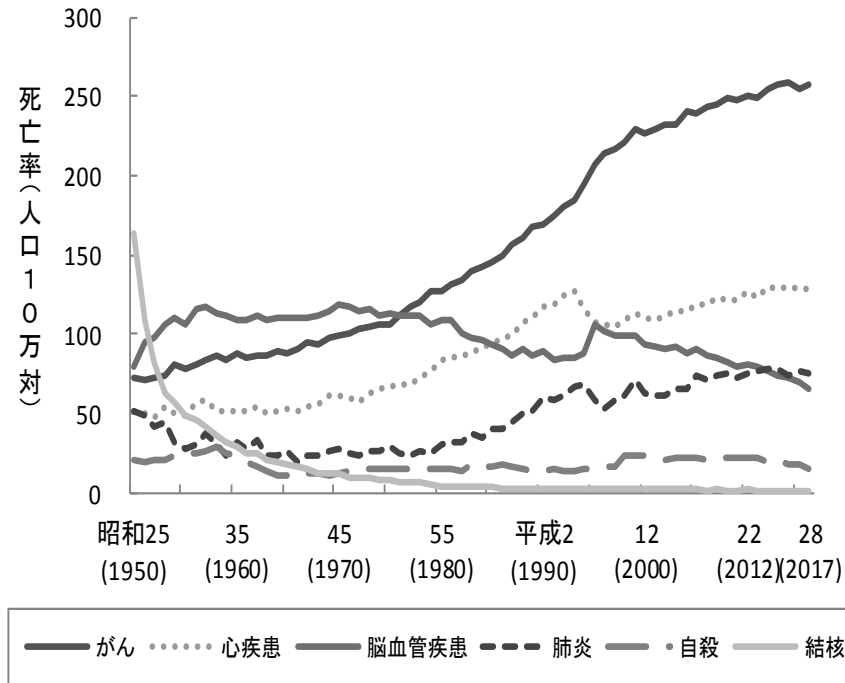
平成30年度から平成35年度までの6年間（計画期間中であっても必要に応じて見直し。）

都の保健医療を取り巻く状況

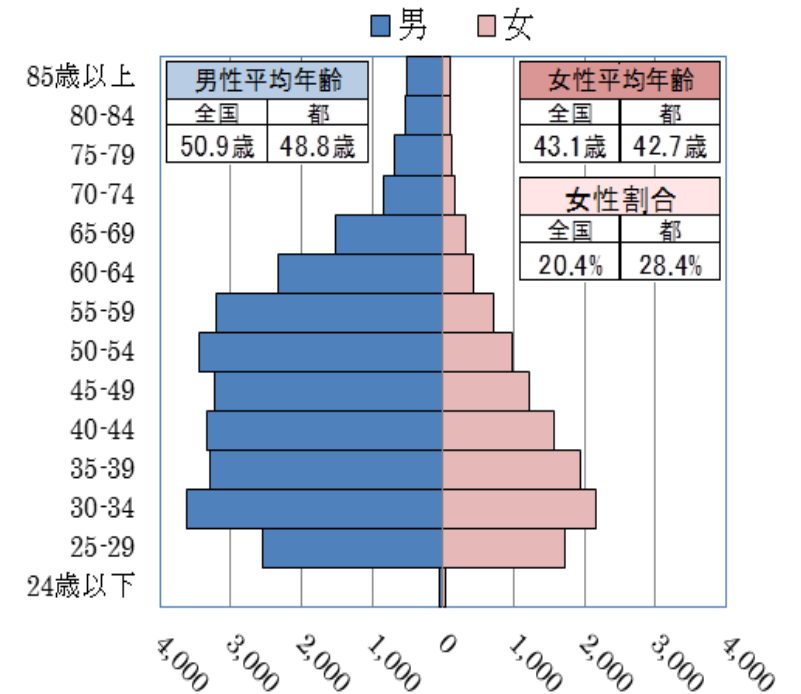
年齢3区分別人口の推移と将来人口推計（東京都）



主要死因別死亡率の年次推移（東京都）



医療施設に従事する医師数（東京都）



○ 超高齢者社会を迎え、医療・介護サービスの需要が増大しても、質の高いサービスを提供

○ 少子化が進む中であっても、安心して子供を産み育てることができる環境づくり

○ 医療・介護人材が、出産や育児、定年退等のライフステージに応じて働き続けられ環境づくり



東京の将来の医療～グランドデザイン～

＜4つの基本目標＞

- I 高度医療・先進的な医療提供体制の将来にわたる進展
- II 東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築
- III 地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実
- IV 安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成

誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる「東京」

第1部 保健医療福祉施策の充実に向けて

- 第1章 計画の考え方
- 第2章 保健医療の変遷
- 第3章 東京の保健医療をめぐる現状
- 第4章 東京の将来の医療（地域医療構想）
- 第5章 保健医療圏と基準病床数
- 第6章 計画の推進体制

第2部 計画の進め方

第1章 健康づくりと保健医療体制の充実

- 第1節 都民の視点に立った医療情報
- 第2節 保健医療を担う人材の確保と資質の向上
- 第3節 生涯を通じた健康づくりの推進
 - 1 生活習慣の改善（栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙等）
 - 未成年者の喫煙防止、受動喫煙防止対策、健康的な食生活に対する普及啓発
 - 2 母子保健・子供家庭福祉
 - 3 青少年期の対策
 - 4 フレイル・ロコモティブシンドロームの予防
 - 望ましい生活習慣の実践に関する普及啓発
 - 住民主体の通いの場づくりを推進
 - 5 COPD（慢性閉塞性肺疾患）の予防
 - COPDに関する正しい知識の普及
 - 6 こころの健康づくり
 - 7 自殺対策の取組

第4節 切れ目のない保健医療体制の推進

- 1 がん
 - 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
 - 患者本人の意向を尊重し、トータルケアの視点を持ったがん医療の推進
- 2 脳卒中
 - 脳卒中を予防する生活習慣や再発予防及び疾患特性等に関する都民・患者への理解促進
 - 急性期から在宅療養に至るまで一貫したリハビリテーションの提供
 - 地域における医療・介護サービスの連携体制の充実
- 3 心血管疾患
 - 心血管疾患を予防する生活習慣に関する都民への理解促進
 - 東京都CCUネットワークを活用し、速やかに専門的な医療につながる体制の確保
 - 早期退院の促進から重症化予防・再発予防までの継続的な支援
- 4 糖尿病
 - 糖尿病・メタボリックシンドロームの予防に関する都民への理解促進
 - 登録医療機関制度を活用した地域で実効性ある糖尿医療連携体制の構築
- 5 精神疾患
 - 精神科や一般診療科に加え、相談支援機関等の関係機関との連携体制を構築し、「日常診療体制」を強化
 - 身近な地域で症状に応じた適切な医療を受けられるよう「精神科救急医療体制」を整備
 - 精神科病院から地域への移行及び定着の取組の推進と「地域生活支援体制」の充実
- 6 認知症
 - 認知症の人が容態に応じて適切な医療・介護・生活支援等を受けられる体制の構築
- 7 救急医療
 - 保健・医療・介護関係者の連携の下、高齢者が迅速・適切に救急医療を受けられる体制の確保
 - 救急相談体制の充実を図るとともに、救急車の適正利用を推進し、搬送時間を短縮

8 災害医療

- 地域の実情を踏まえて災害拠点病院等を整備し、医療機関の受入体制を充実
- 災害時に円滑な医療救護活動を行う区市町村の体制強化への支援
- 災害医療派遣チーム「東京DMAT」の体制強化

9 へき地医療

- 医療従事者の確保やへき地医療の普及・啓発活動の支援
- へき地勤務医師の診療活動や診療施設・設備等の診療基盤の整備への支援

10 周産期医療

- リスクに応じた妊産婦・新生児へのケアの強化
- 母体救命が必要なハイリスク妊産婦への対応の強化
- NICU等長期入院児に対する在宅移行支援の強化

11 小児医療

- こども救命センターにおける迅速かつ適切な救命処置から円滑な転退院支援や、患者・家族への支援
- 小児医療に関する普及啓発・相談支援事業の推進
- 小児医療を担う人材の確保や、小児等在宅医療の提供体制の整備

12 在宅療養

- 区市町村を実施主体とした、在宅医療と介護を一体的に提供する取組の推進
- 入院時（前）から、病院、地域の保健・医療・福祉関係者と連携した入退院支援の取組の推進
- 在宅療養に関わる人材の育成・確保に向けた取組の推進

13 リハビリテーション医療

14 外国人患者への医療

- 外国人患者受入れ医療機関の整備
- 外国人向け医療情報等の効果的な提供
- 外国人患者が症状に応じて安心して受診等ができる仕組みの構築

第5節 歯科保健医療

第6節 難病患者等支援及び血液・臓器移植対策

- 1 難病患者支援対策
- 2 原爆被爆者援護対策
- 3 ウイルス肝炎対策
- 4 血液の確保・血液製剤の適正使用対策・臓器移植対策

第7節 医療安全の確保等

第8節 医療費適正化

第2章 高齢者及び障害者施策の充実

第1節 高齢者保健福祉施策

第2節 障害者施策

第3章 健康危機管理体制の充実

第1節 健康危機管理の推進

第2節 感染症対策

第3節 医薬品等の安全確保

第4節 食品の安全確保

第5節 アレルギー疾患対策

第6節 環境保健対策

第7節 生活衛生対策

第8節 動物愛護と管理

第4章 計画の推進主体の役割

第1節 行政の果たすべき役割

1 区市町村・東京都・国の役割

2 東京都の保健所・研究機関の役割

第2節 医療提供施設の果たすべき役割等

1 医療機能の分化・連携の方向性

2 果たすべき役割

第3節 保険者の果たすべき役割

第4節 都民の果たすべき役割